



長居検査員。おはようございます。
新年度がスタートし、
また平成から”令和”へ新たな元号がはじまりました。

こちらこそ、よろしくお願いします。
昨年度は「不適合工事」の発生件数が大変多かったですね。
工事検査のチェック機能強化を目的に、
土木部と農林水産部の工事検査事務は各部から分離し、
「出納局 工事検査課」がH19年度に発足して以来、
最大の18件が発生しました。



一向に、「不適合工事」が少なくなりませんが、
「不適合工事」が多発する時期って、ありますか？

人事異動により、監督員が変更となった直後や
休日の多い時期に、



どうして、人事異動直後の検査において、
「不適合工事」発生が多くなると思いますか？

過去のある工事のことですが、受・発注者ともに、
『当初設計図面では、現地施工に不具合が生じる。』として、
監督員の現地立会を踏まえ、指示、協議、通知等を行い設計変更をする
こととしていたが、人事異動により監督員変更となった後に十分に引き
継がれず、最終の変更設計図書に、年度末の現地立会結果が反映されな
かったため、出来形不足の「不適合工事」となった事例がありました。



工事だけでなく、業務全般に共通することですが、
担当者は、必ず「打合せ簿」等の記録を残すようにすることですね。
後日、その問題点や経緯等が分かるように整理してあれば、
このような事例は、発生しませんよね。

そのとおりですね。
なお、監督員だけでなく、受注者も協議書などの書面で
確認することが大切ですね。



ところで、受注者は変更設計図書に基づき、
竣工図や出来形結果表等の竣工書類を作成する段階で、
事前打合せのとおり設計変更されていないと、
「規格値超え」となり、『変更されていない』と気付きますよね。
「不適合工事」となることは、「実測値」が規格値内となるよう、
「実測値」を加工している可能性があるのでしょうか？

受注者は、当初の設計図書に対して、
施工前及び施工途中において、『契約約款第18条に係わる
“設計図書の照査”』を行っていると思います。
変更後においても、同様に、
『契約約款第18条に係わる“変更設計図書の照査”』を行い、
監督員に、照査結果を書面で提出し、確認を受けなければならない
ことになっているにもかかわらず、“照査報告”を行わなかった結果、
「不適合工事」となっていました。



“設計図書の照査”は、受注者の役目ではありますが、
その前段として、発注者の“前任”監督員は、“後任”監督員との
事務引継ぎ書に、『懸案事項』や『処理事項』等を明記し、
“後任”監督員が、変更設計図書に適正に反映されるように
しなければなりませんね。

“後任”監督員は確認していますよね！！



『受注者の“変更照査報告”漏れの問題』だけではなく、
“後任”監督員も、適正な変更設計を行うことにより、
発注者の求める適正化な「工事目的物」が完成し、
結果的に、「不適合工事」防止にもつながりますね。



ありがとうございます。
次回も、工事検査の基本的な事項について、
再確認させてください。

今回は、工事成績評定点の向上に向けて
「契約条件の“出来形管理図表”作成必須」についてを
予定しています。



●本日のポイント

不適合工事防止のためには、現場代理人（主任技術者）や監督員等の情報共有のもと
に、変更設計図書等に適正に反映することが重要で、現場の状況に応じた契約図書で
あることは当然です。

また、出来形管理・品質管理の規定等を確認のうえ竣工書類を整理し、受発注者とも
に点検することが重要です。

【関係資料】

不適合工事の事例については、工事検査課のホームページをご覧ください。

工事検査課：<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/55015d/>

【登場人物の設定】

○福島県 出納局 工事検査課



：長居(ナ)検査員



：若井(ワ)検査員